

# J 社 会 保 障

## J-1 社会福祉施設

### J-1-1 児童遊園数 J-1-2 保育所数

資料元 茨城県子ども家庭課資料

#### J-1-1 児童遊園数

児童遊園とは、児童福祉法に基づく児童福祉施設の一つで、都市公園法によって設置されている児童公園を補完する役割をもっている。この施設は、児童に健全な遊びの場を与えて、その健康を増進し、情操を豊かにすることを目的としたものである。児童遊園には、広場・ぶらんこ・砂場等の設備のほか、寮母の資格を持つ児童厚生員（児童の遊びを指導する者）や民間有志者を置くこと等が義務づけられている。近年、地方自治体独自の施策として、児童遊園を補充するための遊び場、例えば「ちびっこ広場」などを設置しているが、現在これらの計数が把握されていないためにここには含めていない。

#### J-1-2 保育所数

保育所とは、母親の労働・出産・疾病・障害、母親のいない家庭、家庭内の病人の看護などにより、その監護すべき乳幼児（小学校就学の始期に達するまでの者）の保育ができない場合にその乳幼児を昼間保育することを目的とする児童福祉施設である。運営の実態としては、幼稚園にかわるものとして入所希望者を受け入れる場合があり、計数の比較に当たっては、そのことを念頭におく必要がある。

保育所数は、都道府県知事の認可を受けた保育所の総数であり、企業等がその従業者のために開設した託児所、数人の母親が共同で人を雇って託児する場合などは、ここでいう保育所には含まれない。

## J-2 民生委員等

### J-2-1 民生委員数 J-2-2 民生委員相談・支援件数

資料元 茨城県福祉指導課資料

#### J-2-1 民生委員数

民生委員法に基づき、都道府県知事が推薦し、厚生労働大臣が委嘱した民生委員の年度末現在数である。

民生委員の活動は、地域住民の福祉増進のための相談、指導など自主的活動や、福祉事務所等の関係行政機関への協力活動と広範囲に及んでいる。また、任期は3年とされているが、何らかの理由で欠員が出た場合は、新たに補欠が推薦され、その任期は前任者の残任期とされている。なお、民生委員の定数は、人口の集中度合によって定められている。

#### J-2-2 民生委員相談・支援件数

民生委員法及び児童福祉法の規定に基づき民生委員（児童委員）が行った、地域住民の福祉増進のための各種の相談・支援等の活動状況についてまとめたもので、在宅福祉、介護保険、健康・保健医療、子育て・母子保健、子どもの地域生活・教育・学校生活、生活費、年金・保険、仕事、家族関係、住居、生活環境、日常的な支援等に関する相談指導及び取り扱いの、延べ件数である。

## J-3 福祉活動状況

### J-3-1 共同募金額

資料元 茨城県共同募金会資料

#### J-3-1 共同募金額

一般募金（法人・学校職域・戸別・その他）と歳末たすけ合い募金の合計である。

## J-4 社会保障対象者

### J-4-1 生活保護被保護世帯数（年度間平均） J-4-2 生活保護被保護実人員（年度間平均）

### J-4-3 身体障害者手帳交付数

資料元 茨城県障害福祉課資料

#### 《生活保護》

生活保護とは、国が生活に困窮するすべての国民に対し、困窮の程度に応じて最低限度の生活を保障し、その自立を助長することを目的として、最低限度の生活需要の不足を給付する制度である。生活保護の給付は、原則として世帯を単位としてその要否及び程度が定められるが、個人を単位として定めることもできる。

生活保護の扶助には、次の8種類がある。

- ①生活扶助……衣服、その他日常生活に必要な金銭（現物）の給付を行う。
- ②住宅扶助……居住に必要な金銭（現物）の給付を行う。
- ③教育扶助……義務教育を受けるのに必要な金銭（現物）の給付を行う。
- ④医療扶助……治療を受けるに必要な金銭（現物）の給付を行う。

- ⑤介護扶助……介護保険の要介護者及び要支援者に必要な金銭（現物）の給付を行う。
- ⑥出産扶助……出産に必要な金銭（現物）の給付を行う。
- ⑦生業扶助……生業，あるいは就労に必要な金銭（現物）の給付を行う。
- ⑧葬祭扶助……葬祭のために必要な金銭（現物）の給付を行う。

これらの扶助は生活の様態に即応して単給又は併給して受けることができる。

保護は，要保護者，その扶養義務者又はその他の同居の親族の申請に基づいて開始される。ただし，要保護者が急迫した状況にあるときは，保護の申請がなくても必要な保護を行うことができる。

**J-4-1 生活保護被保護世帯数（年度間平均）， J-4-2 生活保護被保護実人員（年度間平均）**

現に保護を受けている世帯及び実人員数であり，月単位で数えた数の年度間月あたり平均値である。

なお，保護給付を併給されていても「1」として数えられている。

**J-4-3 身体障害者手帳交付数**

各年3月31日現在における身体障害者手帳交付台帳登録数をまとめたものである。すなわち，前年度末現在数に新規交付・再交付及び他都道府県からの転入を加え，他都道府県への転出・返還等を除いたものである。身体障害者手帳は，身体に障害のある者（本人が15歳未満の場合はその保護者）が，指定医師の診断書・意見書などを添えて申請し，これに基づき居住地の都道府県知事（茨城県の場合は福祉相談センター）が審査し，身体障害者手帳を交付している。

この制度は，身体障害者に対する更生援助を目的としたもので，手帳の所持者は，市町村での更生相談，更生医療費の給付，補装具の交付，更生援護施設の利用などさまざまな更生援護を受けることができる。

**J-5 生活福祉資金**

**J-5-1生活福祉資金貸付件数 J-5-2生活福祉資金貸付額**

資料元 茨城県社会福祉協議会資料

**J-5-1 生活福祉資金貸付件数， J-5-2 生活福祉資金貸付額**

貸付額は，新規に申し込みのあったものに対して，年度中に貸付け決定した貸付額である。貸付の種類は，更生資金，身体障害者更生資金，生活資金，福祉資金，住宅資金，修学資金，診療資金，災害援護資金の8種類があり，それぞれ貸付限度，償還期間などが定められている。

なお，「生活福祉資金貸付制度」は，低所得世帯，身体障害者世帯，知的障害者世帯及び高齢者世帯に対して，生業資金，住宅改修費，医療費等を低利で貸付けるとともに，必要な援護指導を行いその世帯の経済的自立と生活意欲の助長促進を図り，安定した生活を営めるようにすることを目的としている。また，平成2年10月1日から従前の世帯更生資金貸付制度から生活福祉資金貸付制度に名称を改めた。平成13年度には離職者支援資金貸付制度要綱が，平成14年度には長期生活支援資金貸付制度要綱がそれぞれ制定されたため，当該年度以降の数値に関しては，両要綱に規定する資金についても計上している。

**J-6 国民年金**

**J-6-1国民年金被保険者数：#第1号被保険者， #第3号被保険者  
J-6-2国民年金受給権者数：#老齢基礎年金分 J-6-3国民年金受給年金額：#老齢基礎年金分**

資料元 厚生労働省「厚生年金保険・国民年金事業年報」

《国民年金》

国民年金制度は，農林漁業従事者，自営業者など他の公的年金制度に加入していない人々を対象にして，老齢，障害，死亡など所得能力の喪失に対して本人や遺族の生活の安定を図るために一定の年金給付を行うため，昭和34年4月に発足した制度（以下「旧制度」という。）である。その後，他の公的年金制度加入者をも含め，基本的に満20歳以上満60歳未満の国民を対象とする新制度が昭和61年4月から施行された。

旧制度では，拠出制年金（一定の保険料を納付することを要件として年金を支給する）を基本とし，無拠出制（保険料を納付しなくても特定の人に年金を支給する）の福祉年金を経過的及び補完的に併用する仕組みとなっていたが，新制度では，基礎年金（老齢基礎年金，障害基礎年金，遺族基礎年金，特別一時金）の概念を導入し，被用者年金制度を含めた公的年金制度の基礎的部分を一元化したものになっている。

	拠出制年金(旧法)	基礎年金(新法)	(旧)福祉年金
老齢年金	老齢年金(特別支給・5年年金・10年年金を含む)	老齢基礎年金	老齢福祉年金(老齢特別給付金)
通算老齢年金	通算老齢年金		
障害年金	障害年金	障害基礎年金	
遺族年金	母子年金・準母子年金・遺児年金・寡婦年金	遺族基礎年金	

### J-6-1 国民年金被保険者数

被保険者は、満20歳から満60歳未満の日本国民を対象とし、次の種類に分類される。

- ①第1号被保険者……農林漁業従事者、自営業者、学生等
  - ②第2号被保険者……厚生年金保険など被用者年金制度の加入者（民間サラリーマン、公務員等）
  - ③第3号被保険者……第2号被保険者の被扶養配偶者
  - ④任意加入被保険者……満60歳以上満70歳未満の者、満20歳以上満60歳未満の外国在住の日本人
- なお、本書では、第1号被保険者数及び第3号被保険者数を掲載している。

### J-6-2 国民年金受給権者数

国民年金受給権者数とは、国民年金法に基づく各種年金を受給する権利をもち、本人の請求により裁定された者をいう。この受給権者には、所得制度や他の公的年金との関係で支給停止されている者も含む。

なお、受給権者数のうち、老齢給付受給権者数を内数で掲載した。

また、市町村の合計値と県値が一致しないのは、県値に住所不明者分を加算しているためである。

### J-6-3 国民年金受給年金額

国民年金受給年金額とは、国民年金受給権者数が有する年金総額のうち、支給停止額（支給停止されている者が、仮に支給停止されていない場合に支給される額）を除いた額をいう。

なお、受給年金額のうち、老齢給付分を内数で掲載した。

また、市町村の合計値と県値が一致しないのは、県値に住所不明者分を加算しているためである。

## J-7 医療福祉費支給制度

### J-7-1 医療福祉費支給制度対象者数

資料元 茨城県厚生総務課「医療福祉費支給制度事業状況」

#### J-7-1 医療福祉費支給制度対象者数

医療福祉費支給制度の対象となる重度心身障害者、高齢重度心身障害者、乳幼児、母子家庭の母子、父子家庭の父子及び妊娠婦の合計の数である。市町村独自の上乗せ分については含まれていない。

## J-8 国民健康保険

### J-8-1 国民健康保険被保険者数

### J-8-2 国民健康保険医療費

資料元 茨城県厚生総務課国民健康保険室「国民健康保険事業状況」及び同課資料

資料元について

●国民健康保険事業状況……各年度における国民健康保険事業状況報告書、国民健康保険診療施設事業状況報告書及び都道府県において作成した国民健康保険事業状況に基づいてまとめたものである。

なお、平成14年4月に地方自治法の一部を改正する政令が公布されたことに伴い、市町村国保の会計年度所属区分が変更となったため、17年度については平成17年3月から平成18年2月までの1年間の数値となっている（12年度は12年4月から13年3月までの1年間の数値である）。

#### J-8-1 国民健康保険被保険者数、J-8-2 国民健康保険医療費

国民健康保険は健康保険に適用されない一般国民を対象とし、その傷病、出産、死亡などに関して必要な保険給付を行うことを目的とする制度である。保険者は、市町村及び国民健康保険組合であって、他の医療保険加入者や生活保護受給世帯を除くすべての者が強制加入被保険者となる。本書では、このうち市町村分について掲載している。

## J-9 後期高齢者医療

### J-9-1 後期高齢者医療受給対象者数（年度間平均）

### J-9-2 後期高齢者医療費

資料元 茨城県後期高齢者医療広域連合「後期高齢者医療概況」

《後期高齢者医療》

老人保健法（昭和57年法律第80号）により昭和58年2月1日から実施されていた老人保険制度が廃止され、「後期高齢者医療制度」として、平成20年4月1日から実施された。

後期高齢者医療の対象となるのは、満75歳以上（満65歳以上満75歳未満で一定の障害がある者で、市町村長が認めた者も含む）で、後期高齢者医療を受けようとする者がその市町村に居住を有する場合である。なお、生活保護を受けている場合や、在留資格が1年未満で日本の国籍を有しない場合等は、対象とならない。

#### J-9-1 後期高齢者平均被保険者数（年度間平均）

後期高齢者医療制度による被保険者の年度間平均をいう。

#### J-9-2 後期高齢者医療費

後期高齢者医療制度による医療給付額をいう。